

介護保険料を見直します

介護保険は、3年ごとに保険料を見直します。今年度は見直しの年です。65歳以上の全員に介護保険料の決定通知を、6月中旬に発送します。

■市介護保険課 Tel.784・8003

令和6年度所得が限度額内になった人の児童手当の申請

児童手当などは、毎年6月分から前年所得で判定されています。同手当が却下か支給されなくなった後、令和6年度の所得が所得上限限度額を下回った場合は改めて手続きが必要です。

■市民税課税通知書を受け取った日の翌日から15日以内に申請してください。所得要件を満たした月分の同手当を支給します。

申請が遅れると、遅れた月分の同手当が支給できません。



リユースで捨てずに「活かす」

今年の夏も暑くなりそうです。人間の活動に伴う温室効果ガスの増加により、「沸騰化」ともいわれる地球の温暖化が進行しています。

今日から始まる6月は環境月間です。地球の温暖化に歯止めをかけ、豊かな環境を次世代に受け継いでいくことの重要性に思いを致してください。

日本はこれまで、自由貿易体制の下、食料やエネルギー関連をはじめさまざまな物資を世界

から6年度分個人住民税所得割額を引いた額。

詳しくは、市ホームページ

(下二次元コードから読み取り可)を確認を。

■市臨時特別給付金コールセンター Tel.764・5537 (6月10日から開設します)。

住宅用火災警報器 10年目安に交換を

市は、平成23年6月から、全ての住宅への住宅用火災警報器設置を義務化しています。

同警報器の多くは電池式で、電池の寿命は約10年とされています。日ごろから作動点検や掃除をしましょう。

詳しくは、市ホームページ(右下二次元コードから読み取り

可)を確認を。

■市消防局予

防課 Tel.783・0799。

◆危険物安全週間を実施 6月2～8日は危険物安全週間です。今年の推進標語は「次世代へつなごう無事故と 青い地球(ほし)」です。

市消防局は、危険物施設の査察や危険物取扱者への指導、事業所などへの消防訓練指導など災害防止の呼び掛けを行います。

また、濃度が60%以上の消毒用アルコールは家庭にもある身近な危険物です。火気に近づけると引火する危険性があるため、取り扱いには十分注意してください。

■市消防局予防課 Tel.783・0766。

◆普通救命講習を開催 6月28日(金)午前9時半、市消防局で対象・定員は市内在住・在勤・在学の30人。無料。受講後修了証を交付。

出す人に販売するなどして何度も繰り返し使うことです。

皆さんが日々の暮らしの中で「ごみになるものを選ばない・ごみにならないように工夫する」、「使用済みの物でもすぐにごみとして廃棄せず再利用する(誰かに再利用してもらう)」、「資源が有効活用されるよう、ごみを正しく分別する」などを意識することで本市が目指す「資源が循環する環境に配慮したまち」の実現につながります。

これからも、市民の皆さんが取り組める、環境負荷軽減や循環型社会の実現に資するチャレンジについて発信していきます。皆さんの理解と協力をお願いします。

(市長 藤原 保幸)

■電話番号で市消防局救急課 Tel.783・0322へ。先着順。

◆安全・安心見守りカメラ運用状況 安全・安心見守りカメラの令和5年度画像データ提供件数は839件(6千638台分)でした。

警察などからの法令に基づく照会に対してのみ提供し、犯罪の抑止や事件・事故の早期解決に役立っています。

詳しくは、市ホームページ(下二次元コードから読み取り可)を確認を。

■市都市安全企画課 Tel.784・8055。

6月3・14日受け付け 市営住宅入居者を募集

市は、市営住宅の入居者を次の通り募集します。

【戸数】20戸。

【間取り】2K、4DK。

【家賃】住戸や収入状況による。

【敷金】家賃3カ月分。

【応募要件】▽申込者本人が市内在住か在勤者▽現在、住宅に困っている人▽家族構成が夫婦(内縁関係・婚約者含む)か親子を主体とするもの。一部住宅では単身世帯可(満60歳以上や障がい者など要件あり)▽※政令月収額が15万8千円以下

(一部住宅は11万4千円以下)、障がい者などの世帯は21万4千円以下(一部住宅は13万9千円以下)など。

申し込みは1世帯1戸。市営住宅や市内の県営住宅(借り上げを除く)入居者、持ち家がある場合は申し込み不可。

■6月1日から市上下水道局3階の市営住宅管理センターや市役所4階の住宅政策課、各支所・分室、くらしのプラザ、「ふ

防災講座～新・トイレ編 助かるために、助けるために

能登半島地震での避難生活の困りごとの1つが「トイレ」でした。命を守るためにできる日ごろの備え、被災時の対策を段ボールトイレの作成などを通じて学びます。

【日時】7月27日(土)午前10時
【会場】図書館「ことば蔵」
【定員】30人。一時保育あり(1歳～就学前6人。1人300円。要予約)
【参加料】無料

■電話番号で市危機管理室 Tel.784-8166へ。先着順。

らつと」人権センターにある申込書に必要事項を書いて、6月3～14日に直接か郵送(消印有効)で〒664・0881 昆陽1-1-2 市営住宅管理センターへ。応募多数の場合は抽選。

◆特定市営住宅、公社住宅の入居者を募集 市は、築49～52年の中堅所得者向け住宅の入居者を次の通り募集しています。募集戸数はいずれも数戸。

①市営北池尻団地(池尻6)▽階数11～5階▽家賃11月額4万1千円▽応募要件11※政令月収額が10万4千円以上など。

②市営鴻池住宅A1・A2棟(鴻池1)▽階数112・5階▽家賃11月額3万5千300円▽3万6千100円▽応募要件11※政令月収額が10万4千円以上など。

③公社鴻池団地A3・A4棟(同)▽階数112、4、5階▽家賃11月額4万1千400円▽応募要件11月収が家賃の4倍以上、市が定める条件を満たす連帯保証人がいるなど。

* 共益費別、敷金は家賃3カ月分、間取りは3DK、エレベーターなし。

■市営住宅管理センター(Tel.784・8061) ③市住宅政

策課(Tel.784・8069)へ。予算額に達し次第、終了。

市役所4階の住宅政策課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を書き、必要書類を添えて、11月29日までに直接、市住宅政策課(Tel.784・8069)へ。予算額に達し次第、終了。